

新渡戸文化短期大学動物実験規程

(目的)

第1条 この規程は、新渡戸文化短期大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し実施する際に遵守すべき事項を示し、人類の福祉および科学的知識の向上に貢献し、また動物の愛護と福祉にも配慮して倫理的に適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。

(定義)

第3条 この規程の用語の意義に関しては、「実験動物の飼育および保管などに関する基準」(昭和55年3月27日総理府告示6項)に準じ、次の各号に掲げる定義によるものとする。

- (1) 「動物実験」とは、学術研究および教育あるいは生物学的材料採取のために、動物になんらかの拘束、処置を加えることをいう。
- (2) 「実験動物」とは、実験等の利用に供するために、施設で飼育または保管している哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「実験動物専門家」とは、実験動物学を習得した者、あるいは実験動物および動物実験について十分な知識、経験を有する者をいう。
- (4) 「実験者」とは、動物実験を行う者をいう。
- (5) 「実験動物管理者」とは、実験動物の管理を担当する専任の教員をいう。

(動物実験委員会)

第4条 本学における動物実験の適正な運用を図るために、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、短期大学運営会の構成員全員で構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(施設および設備)

第5条 実験者は、動物実験にあたって、次の各号に掲げる施設（実験室）において実施するものとする。

- (1) 動物実験は、適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、飼育および保管は施設内において行うことを原則とする。
- (2) 外部施設で実施する場合は、該当施設の規程を遵守して行われなければならない。

- (3) 実験動物の飼育設備は、動物の生理、生態および習性等に応じた適切な居住性をもつものを備えなければならない。

(実験計画の立案)

第6条 実験者は、動物実験計画の立案にあたって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 実験目的に適した動物の品種および系統を選定する際は、実験動物専門家の意見を求めたり、遺伝学的な系統の特性等を十分考慮して行うこととし、事前に徹底した文献調査等を行い、無用な重複実験は避けなければならない。
- (2) 使用する動物の微生物学のおよび遺伝学的品質についても検討し、かつ導入後の飼育条件も考慮することにより他の実験動物への感染防止に努め、特に微生物学的品種を導入する場合は、事前に委員会の指示に従わなければならない。
- (3) 動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を採用しなければならない。
- (4) 必要最小限の動物数によって最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
- (5) 立案された実験計画は、動物実験計画申請書に基づく動物実験委員会の審議を経て、承認あるいは却下の通知を受けなければならない。

(動物の検収)

第7条 実験者は、動物実験の実施にあたっての実験動物の検収に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 検収に際し、発注条件を確認し、実験動物の異常、もしくは死亡の有無等を確認し、異常が認められた場合は、委員会に報告しなければならない。
- (2) 感染症、非感染症を問わず、健康でない動物を実験に使用してはならない。
- (3) 不明の微生物を実験動物に使用してはならない。
- (4) 実験動物は、信頼性の高い生産者から導入しなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第8条 実験者は、実験動物の飼育管理にあたって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 実験者、実験動物管理者および飼育技術者は、協力して適切な施設、もしくは設備の維持に努め、適切な給餌および給水管理を行わなければならない。
- (2) 実験者、実験動物管理者および飼育技術者は、実験中の動物、更に施設導入時から実験終了後に至るまでの期間にわたって、動物の状態を観察し、適切な処置を施さなけれ

ばならない。

- (3) 実験者、実験動物管理者および飼育技術者は、実験中の動物が実験目的に関わる疾病以外の疾病に罹らないように必要な健康管理を行い、動物に著しく不適切な状態に陥ったときは、実験の中止などの処置を執ることができるものとする。

(苦痛の軽減)

第9条 実験者は、麻酔時に常に動物の苦痛をできるだけ軽減するように努め、必要な場合は、実験動物専門家または獣医師の判断を仰ぐものとする。

(実験終了後の処置)

第10条 実験者は、実験終了後の処置にあたって、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 実験者は、実験終了または中断したために不要となった動物は、できるだけ速やかに安楽死処置を施さなければならない。この場合において、致死量以上の麻酔薬投与または頸椎脱臼等によってできる限り痛みや苦痛を与えない方法で、動物に速やかな意識消失と死亡を誘導する最善の方法を選択しなければならない。
- (2) 実験者は、動物の死体等を速やかに冷凍庫に保管する等により、焼却処理までの適切な処置を講じ、悪臭の発生および病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

(安全管理上、特に注意の必要な実験)

第11条 実験者は、安全管理上、特に注意を払う必要のある実験にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 物理的、化学的および生物学的に危険な物質(病原体、組み換えDNA、発がん物質、変異原性物質、その他の安全性未確認物質等)を取り扱う動物実験においては、人の安全確保による飼育環境の汚染によって動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることがないように十分な配慮をするものとする。
- (2) 危険物質を扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた安全規則に従わなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。